

政治倫理審査に関する特別委員会

令和 4 年 11 月 7 日 開 会

令和 4 年 11 月 7 日 閉 会

紫 波 町 議 会

目 次

第 1 日 (11月7日)

○開 会	3
○審査対象議員の辞職について	4
○特別委員会の審査終了について	4
○議会としての対応について	4
○閉 会	15

第 3 回 政治倫理審査に関する特別委員会

日 時 令和4年11月7日（月曜日）午前10時20分

場 所 紫波町役場 議場

付託事件

- (1) 審査対象議員の辞職について
- (2) 特別委員会の審査終了について
- (3) 議会としての対応について
- (4) その他

第 1 日 (11月7日)

出席委員 (16名)

高橋敬子君	浅沼有朋君
北條聡君	阿部秀一君
戸塚美穂君	佐々木純子君
阿部美佳子君	熊谷育子君
根水康博君	細川久君
及川ひとみ君	藤原修一君
箱崎勝之君	北條喜久男君
細川恵一君	藤原恵子君

説明のための出席者 (なし)

事務局職員出席者

議会事務局長	藤原信夫君	議会事務局長	石川一子君
書記	中上博樹君	議次	

開会 午前10時20分

◎開会の宣告

○藤原議会事務局長 それでは、予定の時刻よりは大分早い時間ですが、ご案内の時間となりましたので、ただいまより第3回政治倫理審査に関する特別委員会のほうを進めてさせていただきます。

委員長よりご挨拶いただきます。

○藤原（恵）委員長 皆様、ご苦労さまでございます。

紫波町議会として、政治倫理審査に関する特別委員会は、今回初めてでございましたが、本日3回目で一応終了の運びとなる予定でございますが、皆様からご意見を賜りながら、進捗してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員会を進めてまいります。

ただいまの出席委員は16名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日予定している事項は、お手元に配付している次第のとおりとなります。



○藤原（恵）委員長 次第3、調査事項に入るに先立ち、高橋委員から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

高橋委員。

○高橋委員 10月28日に行われました、第2回政治倫理審査に関する特別委員会における私の以下の発言、

-----という発言を撤回したいと思います。

○藤原（恵）委員長 ただいま高橋委員から、第2回委員会における発言の撤回の申出がありました。これを許可することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤原（恵）委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第2回委員会における高橋委員の発言の、今申し上げましたことに対しましては取り消すことといたします。



◎審査対象議員の辞職について

○藤原（恵）委員長 改めて、次第3、調査事項に入ります。

1、審査対象議員の辞職についてですが、11月1日、作山秀一議員から、議長に対し辞職願が提出され、先刻、定例会11月会議において、辞職許可の決議がなされました。作山秀一氏は議員の職でなくなったことをここで確認しておきます。



◎特別委員会の審査終了について

○藤原（恵）委員長 特別委員会の審査終結についてですが、紫波町議会議員政治倫理条例は議員を対象とする条例であり、審査請求による審査に付すべき議員が辞職により不存在となったことから、当委員会での審査については、政治倫理基準違反の存否の結論を待たず終了することとなります。



◎議会としての対応について

○藤原（恵）委員長 議会としての対応についてですが、今回の事件については、先ほど申し上げましたとおり、審査対象議員の辞職により、委員会における審査の結論を出すに至りませんでした。議会として今回の事件を踏まえ、紫波町議会の品位及び名誉、町民の信頼を回復しなければなりません。

委員の皆さんから、ご意見をいただきたいと思います。

北條聡委員。

○北條（聡）委員 委員長から、対象議員が辞職したということで、特別委員会の審査を終了するというふうな説明がありました。

しかし、この審査経過報告書の草稿を読みますと、審査の結果のところに議員辞職が先にきております。ただ、この特別委員会は第3回まで開催しています。それまでの時点の報告書を作成したらいかがでしょうか。そうしないと、被害に遭われた方はどういうふうな思いでいるのでしょうか。こんな中途半端な締め方していいのでしょうか。黙って第3回までの委員会の開催経過の報告書を書いて、その後に議員辞職が出されたという形でもいいんじゃないでしょうか。これでは、到底被害者の方に顔向けできません。

○藤原（恵）委員長 被害者の方には、2日の日にお会いさせていただきました。その前の1日の朝一番に、辞職願が出されました。その旨もきちんと報告書に、第3回のときの内容等々を記して議長に報告する報告書を作成いたします。それで、そのほかにですか。

北條聡委員。

○北條（聡）委員 ですから、先ほども申し上げましたが、審査経過の草稿を見ますと、辞職願が出されたんで、倫理条例違反に審査対象がないというふうなことで結んであります。

ただ、現実には起こった事件なんですよ。であれば、やはり報告書はきちんとそういうことも書くべきじゃないでしょうか。これは議事録として残るわけですよね。こういったこともあったということ自体、これでは見えなくなってしまうと思うんです。ですから、審査結果の別紙に、審査の経過も書いてございますけれども、やはりきちっとその辺は残すべきじゃないでしょうか。

○藤原（恵）委員長 あ、審査の経過もきちっと報告するわけですので、議事録として残るわけですので、そのほかにですか。

北條聡委員。

○北條（聡）委員 経過としてこれは添付してあります。審査の経過の中にも、審査請求に上げられている、例えば、女性の方に手を触れたときに、手帳を振りかざして触れたとかというふうな記述もあります。だけれども、この経過にはそのところがないんです。やはりこれは大変なことだと思うんですね。委員として私もまだ1期まともに務めていませんけれども、でも、これはやはりあってはならないことなんですよ。ですから、そこを戒めるためにも、きちっと報告書には、きちんと審査経過の報告を載せるということは大事じゃないでしょうか。

○藤原（恵）委員長 戸塚委員。

○戸塚委員 今回、審査請求を出させていただきました。その条例第9条なんですけれども、「政治倫理基準違反の存否を確認し」というふうにあります。辞職したからこれで終わりと

ということではなくて、政治倫理に違反しているかどうかの結末まで、きちんと持っていった報告書を求めるべきではないかというのが、今の北條聡委員の意見だともいうふうにとれます。

それから、先ほどの高橋敬子委員の取消しの件なんですけれども、取消しに至った経緯、またそういったものの説明がなかったかに思います。そのあたりもなく、ただ取消しでこの文言が消されてしまう、それでいいのか。その発言があったときにも、傍聴の方々がたくさんいらっやっていますので、それについても説明責任というふうなのがあって当然かなというふうに思いますので、取消しに至る経緯、そして、敬子委員が発した背景にあったものを説明いただきたいというふうに思います。

私からの意見は、この2点であります。

○藤原（恵）委員長 高橋委員、撤回のシーンといいますか、発言することは大丈夫ですか。高橋委員。

○高橋委員 これまで、今回、政治倫理審査というような、3回目になります。ただ、私が審査する上で根拠となるものは、この審査請求書と、後は第2回の作山氏の事実確認の発言のみでございます。不明なことがたくさんございます。

しかし、今回、当の元議員であられた方、辞職が既に決しております。そしてまた、そのことによってこれ以上感情を害したり、実際に心を痛めたりする方が出てはならないということで、私は先ほどの取消しの発言をしたものでございます。憶測の域、あるいは完全に審査できない状況であって、そういうことは必要ないであろうとし、そのことによって傷ついている方がいるのであれば、取り消すべきだと思い、発言したものでございます。以上でございます。

○藤原（恵）委員長 よろしいですか。

私は、私だけではございません。そのとき3人に被害者の方と、また、側近にいらした方、お2人とお会いいたしました。そのときに、既にそのことを、まず最初に議会としておわびをさせていただきました。

そうしたときに、その時点で一番被害に遭った女性は、本当に目に涙をいっぱいためて震えるような状態で、それ以上、今回の内容を一つ一つ確認するという状態ではございませんでした。まして、そのときは作山議員から辞職の願いが出ておったわけでございます。その時点で私はお会いしましたが、本当に今回のことはあってはならないことといたし、議会として誠に申し訳ございませんでしたと。むしろ、今後のことはございますが、その方に、新

たな思いでしっかりと進んでいただきたいと。また、お仕事に関しても、ぜひお元気に、改めてお仕事を続けていただきたいという形のお言葉をかけるのが私の精いっぱいでした。そこをさらに内容一つ一つと、そういう段階、段階というより、そういう状況ではございませんでした。それを今回はそういう状況に、被害者の方にもお会いしたと。本当に申し訳ございません、分かりましたと。被害者の方も首を振っていただきました。本人も辞職願を出された、そして今、議員全員で辞職を認可したと。そのほかに、さらにこの書類が付くわけですが、議事録としてこの審査結果の報告書が付くわけですが、さらにですか、北條聡委員。

○北條（聡）委員 報告書に議員辞職が出されたということだけしか書かれていないから困るんです。倫理条例に違反したよということを本人もおっしゃっているんですよ。であれば、そのことをやはりきちっと書くべきじゃないでしょうか。その後に議員辞職が出されたということでもよろしいんじゃないでしょうか。このままですとうやむやというか、分からないままに終わってしまいます。

○藤原（恵）委員長 分かりました。

では、もう一度しっかり内容を調査しながら、しっかりとした報告書をさらに点検してまいります。

○北條（聡）委員 それで私も、いいんです、3回のところで終わった段階で結構なんです。ですから、先ほど申し上げましたとおり、作山元議員は審査請求書の内容、当時の状況を判断して、今回のことについて受け止めたいと思っていると。倫理上の自覚の不足が大きな原因であるというふうにおっしゃっているんです。言っているんですよ。

であるから、やはり倫理条例に違反したということの記述が、報告書の審査結果の中に盛り込まれないとおかしいのではないかとということで、改めて別段もう一度行って、確認してくださいとお願いしているわけじゃないんです。審査結果の報告書に、倫理条例違反があったよということを盛り込んでいただきたいということを申し上げているんです。

○藤原（恵）委員長 承りました。

藤原修一委員。

○藤原（修）委員 今、いろいろ議論が出ておりますが、審査の結果は簡単にまとまっておりますけれども、審査の経過と詳細は別紙のとおりであるということで、別紙に私たちがお知らせしていただきましたことが詳細に載っておりますので、私はこれでいいのではないかと、いうふうに考えます。

○藤原（恵）委員長 及川委員。

○及川委員 あ、私、特別委員会を欠席しておりますけれども、この中身を見てなんですが、やはり詳細に、別紙には経過としてはありますけれども、紫波町議会として、倫理条例の第4条の10項目の部分に違反したと、そういう結論付けがないというふうに私は思っています。ですから、先ほど北條聡委員も言っているとおり、詳細は別紙のとおりにあるのでそこを見ればいいんですけれども、だけれども、審査の結果として、議会としての対応がこれでは分らないなというふうに思います。

最初のところでも、なぜ最初に作山議員の話を聞いたかというところが経過のところに記載しておりますが、審査請求のところに事細かに書いてあるというふうに書かれております。ですから、これはちゃんと請求代表議員がきちっと聞き取りをしてつくられたものなので、これに対して、やはり今回対象議員であった作山元議員ですけれども、そういうことが行われたと。10項目に違反したという議決、そのところをちゃんと確定させて、そしてこの審査結果に書き込むということが大事ではないかなというふうに思います。

そしてさらに、私は本当に今回残念だったんですけれども、令和4年4月1日から、中小企業の事業主にもハラスメント防止措置、パワーハラスメント、いろんな社会問題にもなっているハラスメントの防止措置などがほかのところで行われている。そういったところで、紫波町議会は非常に遅れている状況になったなというふうに私は感じております。ですから、二度とこういうことが起きないように、私たちも専門である弁護士だったり、そういったところの方からの研修を受けるなどして、よりこの倫理条例を遵守していく、議会全体の名誉回復に向けて、町民に先駆けて取り組んでいくということも大事かと思います。2点ですけれども、そのように思っています。

○藤原（恵）委員長 そのほかございませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原（恵）委員長 全員の方々が、私たちがつくった倫理条例でございますので、まだご発言していない方、どうぞ。

熊谷委員。

○熊谷委員 私は、さきに発言された北條聡議員と同じような考えであります。やっぱり、私たちがつくった基本条例ですので、それに対して審査をして、議会としての結論を出すということが大事だというふうに思っております。そういう意味で、作山議員が辞職したから終わったというよりは、やはり議会としての条例に対する判断という文言を入れていかなけれ

ばならないというふうに思っています。議会基本条例を見直したときも、倫理条例に関しては、たしかまあまあできている、本当はこれは条例を守ることができていなければならないはずなのに、確かそのときの見直しでは、まあまあおおむねできているだったような気がします。そういう意味で、私たちはやっぱり自分たちがつくった条例に対して、きちっと向き合っていかなければならないというふうに思っておりますので、やはり判断が分かるような文書を盛り込んでいきたい、違反しているというような一文を入れていきたいというふうに思っております。

そして、やはりこれをきちっと残すことによって、来年は選挙ありますから、また議員が入れ替わると。そういったときにも、この条例というのはこういうものだよというのが伝わるような形、きちっと守っていかなければならないということを示すような形の閉じ方をしたほうがいいというふうに思います。

○藤原（恵）委員長 佐々木委員。

○佐々木委員 この特別委員会は、審査請求があったことに対して、審査を閉じることに對しての今の意見だと思いますが、対象議員が辞職されてこれでうやむやではなくて、審査に対してはこれで閉じて、議会としての対応はさらに新しく、政治倫理に対して、どのようにしていくかを審査し直すべきだと思いますので、藤原修一委員がおっしゃったとおり、これは一旦閉じて、議会としての対応は、さらに政治倫理に対して学び直す、自覚をし直すことをしたほうがいいのではないのかなというふうには捉えております。以上です。

○藤原（恵）委員長 名前を名指しして申し訳ないのですが、箱崎委員、北條喜久男委員、そして細川委員、細川さんお2人ですか、まだ委員会で発言されておられませんので、よろしく願いいたします。

○箱崎委員 この審査の結果の報告書では、内容的にはよろしいかと思いますけれども、多分、今までも様々なご意見があったと思います。2ページ目のところの最後の3行ですね。ここに入れないで、もう少し今回の分を、意見が様々出たわけでございますので、それらを追加記載して、最後のほうに、一番最後に、政治倫理条例における審査対象者が議員でなくなることから、審査については結論を待たず終了することになったというふうに、最後のほうに書き込めばいいと思いますが、その辺どうでしょうか。

○藤原（恵）委員長 今のご発言も貴重でございますので、しっかりとそのように調査しながら検討し、書類をつくってまいりたいと思います。ありがとうございました。

次、細川久委員。

○細川（久）委員 審査結果報告書についてのことになりますけれども、確かに、この第3回特別委員会、今、いろいろこれに関してのご意見なり、そういうものがあったわけですが、そういうものを盛り込んで報告書をつくっていただきたいというふうに思います。その中には、今、委員長のほうから報告がありました、2日の日にお会いしたと。そしておわびをし、仕事も続けていただきたいというようなお話しも経過としてあるというようなことです、そういったことは経過の中に入れていただければなというふうな思いもあります。

それから、確かに、倫理条例4条にある10項目に違反しているというようなことはそのとおりでございますので、それで辞職というように、至ったというように、至ることになります。10項目全部に違反しているということは、私らの捉え方なんですけれども、及川委員が言われた10項目に違反していると。私は10項目の中の（10）が一番だと思いますので、そういったところに違反しているというように、辞表もあったというように、盛り込んで、それは入れていただければなというふうな思いもありますし、さらにこのことで発言がありました、今後、議会として、委員として、これからはこういうことがあってはならないような勉強なり、そういったものをしっかりと学んでいくというように、必要はないかなというふうに思います。そういったことも加えていただければなというふうに思います。

○藤原（恵）委員長 細川恵一委員。

○細川（恵）委員 今、皆さんから経過等についての発言がありましたけれども、やっぱりこれ、しっかり報告書に皆さんから出た意見を列記するとともに、後は今、皆さんからも出ていると思いますが、政治倫理に関して、やっぱり紫波町議会として様々な角度から、議員それぞれもあると思いますけれども、議会として何か学べるというか、そういう気持ちを持ってやっていかないと、二度とこういう出来事があるということは大変なことです、この点はしっかり押さえてやっていただきたいと思います。

あと、先ほど細川久委員からも出ましたが、経過の中にも、今まであったことをしっかりと入れていただきたいと思います。ぜひこのことを、やっぱり議員全員で共有するような形のものをつくっていただきたいというふうに考えております。

○藤原（恵）委員長 ありがとうございます。

北條喜久男委員。

○北條（喜）委員 私は情報が全然入ってなくて、こういう質問をすれば笑われるのかなと

思ったりして質問しなかったわけでございます。作山議員が辞職願を出したということは、当然、倫理規定の4条の10に違反したと自分が思っているので、辞表を提出したものだというふうに思っているところでございます。

いろいろと今、お話し聞いておりましたが、昨日、地区創造会議が2つほど、午前と午後とありました。その節においても話題になりまして、何だと。作山議員、何したんだというふうに言われました。最後には、議会はどういう責任を取るんだと。個人じゃなくて、議員全体として、どういう責任を取るんだというふうなことを言われました。私は、いやいや、議会議員一人一人は、個々の個人の活動だからというふうなことを申し上げたわけですが、これからもそういうことが取り沙汰されると思われます。私は議員全員が、先ほども細川恵一さんが申しましたとおり、共有、同じ考えを持って、そういうことに対して対応すべきだというふうに思います。以上です。

○藤原（恵）委員長 ありがとうございます。

そのほかございませんか。

浅沼委員。

○浅沼委員 まず、前回の委員会を欠席ということで、大変すみませんでした。

今回のことは、一議員として非常に残念なことだったなというふうに感じてございます。それで、今のこれらの内容、それぞれの議員さんからもご発言があったわけですが、まず、審査の結果の部分については、やはり第4条の10項ですね。この部分に、条例違反があったんだということをきっちり明記をされるべきだなというふうに私は思います。

また、先ほど委員長さんのほうからも、2日の経過等々のお話しとかございました。また、本日、現在3回目の委員会もやっているわけですが、これらのものもきちっとまとめた上で、これらもしっかり載せて、やはり最終的な報告書とすべきではないかなというふうに思います。

あともう一点ですが、やはり議会としまして、今後二度とこのようなことが起こらないように、再発防止も含めまして、勉強会あるいは研修会を積極的に取り入れていただいて、議員の質の向上に努めていくべきだと。このように私は思います。以上でございます。

○藤原（恵）委員長 ありがとうございます。

根水委員、手を挙げました。どうぞ。

○根水委員 いろいろ今、議論が出ておりますけれども、まず確認しておくことは、この事件は10月7日に起きた事件です。それを審査請求を出したということでございますので、11月

1日に辞職願を出したということですから、これスピード感を持って、その前に審査、特別委員会を運べば、これはいるうちに解決できたかもしれません。そういった観点からすると、存否があったかなかったかというところを、倫理条例で求めて審査請求をしているわけなので、やはり結果として、これは説明責任として、それはあったかなかったかを私は明記すべきだというふうに考えます。事件があったのは7日でございます。それが、対象議員がいなくなったから何もないということのような捉え方をされると、これは町民に対しての説明責任がなされていないというふうに私は考えますので、その辺のところを考慮いただき、紙面はどういうふうな形にすればいいのか、それぞれの議員でまた確認をしていただきたいと思います。以上であります。

○藤原（恵）委員長 そのほかございませんか。

戸塚委員。

○戸塚委員 たくさんの皆様にご意見頂戴いたしましたところなんです、そもそも、なぜ審査請求を出したかという、ここの審査の目的なんですね。これ、この条例に対して、政治倫理基準に違反しているかどうかということを審査してくれということで、提出をさせていただきました。この審査がうやむやになってしまわないように、結論付けていただきたいうのが願いであります。

また、先ほど来、辞職願が出たから結論を待たずしてそれを受け止めてというような話もありましたが、審査請求自体が審査してくれというふうに、そういった内容の趣旨でありましたし、ここに審査の目的としてそれもしっかりと明記されています。ですので、ここはきちんと、違反があったかどうかを審査してくれというふうな申出を、共に9名で出させていただきましたので、結論しっかりと付けていただきたいうふうに思います。

それから、先ほど、高橋委員の取消しの背景について伺わせていただきましたが、実は聞いていた方々の中で、やはり議員もそうなんです、セカンドハラスメントに値する行為でもあるというふうなことでありまして、ただただ取り消すというだけではいけないなというふうに思いまして、事情を伺ったわけです。そういったことも含めて、今回の審査請求に対しては、そのように目的をきちっと果たすようお願いをしたいし、そして継続案件として、絶対これは二度と起こさないような再発防止の手だてというか、講習会というか、勉強会というか、皆さんから意見出ましたけれども、その点も含めて、質の向上含めて、議員がしっかりとここで協議をしながら、それも一つの結論かなというふうに思います。

審査請求の内容に関しては、今回の特別委員会ではこれで結審というふうなことに、今の

お話しを踏まえてなり得ると思いますけれども、これを無駄にすることのないように、次に生かすような手法、行動を取るべきに思います。以上です。

○藤原（恵）委員長 及川委員。

○及川委員 それでは、確認なんですけれども、やはりこの倫理条例の第9条のところで、「政治倫理基準違反の存否を確認し、議決しなければならない」、これに基づいて行われた行為がこの条例に違反しているかどうか、その確認を、議決をやはりするべきではないかなど。それを審査結果に書き込むということをやっていただきたいと思いますし、それで今日、第3回目が結審となっていますけれども、ありきではなく、やはり今度もう一度、この報告書の変った部分を確認しなければならないと思いますので、今日結審ということではなく、結審してしまえば練り直すとかというところが、次に見ることというのが何か中途半端なことになってしまうと思いますので、その辺のところも併せて、そこが練り直されてからの結審というふうにしていきたいと思います。

○藤原（恵）委員長 ご意見はそのほかございませんか。

高橋委員。

○高橋委員 私からは、審査結果報告書の文言の訂正をお願いしたく、意見を申し上げます。

今回、草稿として出されたものの1ページ目の下から5行目に当たりますが、「胸にぶついたり、胸に触れる行為を」となっておりますが、審査請求書ではこの部分は、「胸に打ち付け、胸に触れる行為」となっております。ニュアンスが変わってくると思いますので、審査請求にあるとおりでお願いしたいと思います。

○藤原（恵）委員長 それでは、じゃ、阿部秀一委員。手を挙げられましたね、すみません。

○阿部（秀）委員 条例違反には最初から明らかなことに、残念ながら、さきにあのような報道があったときには、直ちに記者会見を開いて、自ら釈明すべきというのが条例の精神だと思います。町民から追求される場面が非常に甘いということが厳しく町民から指摘されています。町民から指摘されていることも文言に一言付すべきだと思いますが、審査結果報告書に町民の声も、どういうことが批判されているかというようなことも文言に入れるべきじゃないかなと思います。以上です。

○藤原（恵）委員長 あとよろしいですか。

阿部美佳子委員。

○阿部（美）委員 今回の政治倫理審査に関する特別委員会、これは、10月7日に作山議員が行った行為そのものが倫理違反になるのか、それをしっかり判断することが必要なんだと思

います。

対象の議員は辞職となりましたけれども、行為そのものが倫理違反に相当するものであるかどうか、そのことについて我々議員がしっかりと判断を下し、今後の我々の活動、しっかりとそれを心に留めて活動していく、そのためにも、この判断を我々議員がしっかりとすることが、行為に対する判断を我々が下すということが、我々が定めた条例で、このようなことはしてはならないということを項目を付したわけですから、それに対し、しっかりと我々が判断して、ここでそれが違反であったかどうかということは、結果を出す必要があると思います。

○藤原（恵）委員長 皆さん、ご発言いただいたように感じますので、ここで、それでは、政治倫理条例の第4条の10項、「嫌がらせ、強制、セクシャルハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと」ということに、これに作山議員は違反があったと皆様は決するに相違ないでしょうか。相違ないと思う方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○藤原（恵）委員長 全員ですね。ありがとうございます。

そのこともしっかりと報告書の中に記してまいります。

それから、皆様から、この倫理条例に対してもっと深めて、専門の知識者から、専門の方から皆さんで研修をしてまいりたいというご意見がございましたが、それは尊重したいと思いますが、いかがでしょう。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤原（恵）委員長 私も絶対に紫波町議会として、こういうことは絶対あってはならない。

では、町民の皆様、議員は変わったなと、そう思っただけのような行動、それは一つ一つの行動にもあると思いますので、研修会は議長とも、また、事務局とよく相談しながら、日程的なこと、また、副委員長さんともご相談しながら、研修を深めてまいりたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○藤原（恵）委員長 では、研修に至る前まで、皆様もしっかり紫波町議会議員として倫理条例に反しないような、そういう行動をお伝えしますので、どうかよろしくをお願いいたします。

それでは、第4回目に関しましては、副委員長と委員長に日程的なことはお任せいただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤原（恵）委員長 ありがとうございます。

それでは、今回の第3回目の委員会でございますが、皆様からいろんなご発言をいただきました。その旨をこの報告書の中に加えまして、そして議長のほうに提出してまいりたいと思います。



◎閉会の宣告

○藤原（恵）委員長 それでは、以上をもちまして、今回の第3回目の政治倫理審査に関する特別委員会における審査、協議を終わりたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○藤原（恵）委員長 それでは、今回の第3回目は、以上をもちまして閉じさせていただきます。

委員の皆様、大変にご意見等ありがとうございました。

お疲れさまでございました。

閉会 午前11時04分